

第34号議案

神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例の件

神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和2年3月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例

神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年12月条例第  
37号）の一部を次のように改正する。

附則第4条から第7条までを削り、附則第8条を附則第4条とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行し、附則第4条から第7条までを削  
る改正規定（附則第4条及び第5条に係る部分に限る。）は、令和元年12月1  
日から適用する。

（期末手当等の内払）

- 2 この条例による改正後の神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例  
（昭和28年6月条例第23号）の規定を適用する場合においては、この条例によ  
る改正前の神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第4条  
及び第5条の規定により読み替えて適用する神戸市職員に対する期末手当等の  
支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、この  
条例による改正後の神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の規定  
による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

理 由

本市人事委員会の給与に関する報告及び勧告を尊重し，教育長，教育委員会事務局に勤務する課長級以上の職員及び市立学校の校長等の期末手当等の改定を行うに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

附 則

(教育長に係る令和元年12月1日を基準日とする期末手当の額の特例)

第4条 教育長に係る改正後の期末手当条例第2

条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の225」とあるのは、「100分の220」とする。

(教育委員会の職員に係る令和元年12月1日を基準日とする勤勉手当の額の特例)

第5条 教育委員会事務局（地方教育行政の組織

及び運営に関する法律（昭和31年6月法律第162号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により設置された事務局をいう。以下同じ。）及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関（法第30条の規定により設置された学校その他の教育機関をいう。以下同じ。）の職員であって、神戸市職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級以上であるもの、同項第2号に規定する消防職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級以上であるもの、同項第3号イに規定する教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの、同号エに規定する教育職給料表(4)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級であるもの、同号オに規定する教育職給料表(5)の

適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級であるもの、同項第4号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級以上であるもの及び同号イに規定する医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級以上であるものに係る改正後の期末手当条例第3条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の97.5」とあるのは「100分の92.5」とし、「100分の117.5」とあるのは「100分の112.5」とする。

(教育長に係る令和2年6月1日以降の日を基準日とする期末手当の額の特例)

第6条 教育長に係る第4条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の220」とする。

(教育委員会の職員に係る令和2年6月1日以降の日を基準日とする勤勉手当の額の特例)

第7条 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員であつて、神戸市職員の給与に関する条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級以上であるもの、同項第2号に規定する消防職給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級以上であるもの、同項第3号イに規定する教育職給料表(2)の適用を受ける職員のうちそ

の属する職務の級が4級であるもの、同号エに規定する教育職給料表(4)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級であるもの、同号オに規定する教育職給料表(5)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級であるもの、同項第4号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が3級以上であるもの及び同号イに規定する医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級以上であるものに係る第4条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例第3条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の95」とあるのは「100分の92.5」とし、「100分の115」とあるのは「100分の112.5」とする。

(施行細目の委任)

第8条 略

第4条